

明和町立明和中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを看過することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、学校の内外を問わずいじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する手立てを講じる。

(いじめの解消)

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていること。また、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの未然防止

- (㍿) 生徒の主体的な活動を通して、望ましい人間関係や互いのよさを認め合える学年・学級集団をつくり、生徒の自己肯定感・自己有用感を高める教育活動を行う。
- (イ) 生徒が自ら考え、議論するいじめ防止活動等の計画的な実施、定期的な学校生活アンケート、Q U 検査等による実態把握を行うとともに、活動の点検・改善・充実を図る。(イエローリボンキャンペーン、人権守り隊の活動)
- (ウ) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー・心の相談員等を活用する相談体制の整備や、相談窓口の周知徹底を行う。
- (エ) 教職員研修の充実を図るとともに、教職員自身の言動を振り返り、自己の人権感覚を磨き自らの言動に責任をもつ。

- (オ) 保護者並びに、地域や関係機関との定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (カ) アンケート分析、各学級の人権目標の設定及び定期的な評価、学級担任を中心とした生徒の観察（生活ノートの活用）
- (キ) 道徳の授業推進（担任外の職員による道徳授業の実施、「いじめ撲滅『YUU』プロジェクト」に基づく道徳授業の実施）

イ いじめの早期発見のための措置

（ア） いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

① 生徒対象いじめアンケート調査

記名式（毎月１回）・無記名式（いじめ防止月間 ７、１２、３月）

② 保護者対象いじめアンケート調査【学校評価】（年２回 ８月、１２月）

（イ） いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用

② 教育相談員によるいじめ相談

③ 適応指導教室指導員によるいじめ相談

（ウ） いじめの防止等のための職員の資質の向上

いじめの防止のための対策に関する研修会を定期的の実施し、教職員の資質向上を図る。

ウ ネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、ネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、ネット利用に関する七カ条の作成・提示、情報モラル研修会等を行う。

エ 特に配慮が必要な生徒についての対応

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

（２） いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止委員会」を設置する。

＜ 構 成 員 ＞

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒支援担当、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員

＜ 活 動 ＞

① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案に対する対応に関すること。

④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

＜開 催＞

隔週 1 回定例会を開催し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめ解消に向けた措置

教職員がいじめを発見したり相談を受けたりした場合、速やかに管理職・関係職員に報告し、学校の組織的な対応につなげ、情報の整理・指導方針等を確認する。

(ア)いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

(イ)いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(ウ)いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ)いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ)犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、明和町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価により、適正に自校の取組を評価する。